

全銀協 T I B O R 公表要領

一般社団法人全国銀行協会

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、本邦無担保コール市場の実勢を反映した日本円リファレンス・レート（以下「日本円 T I B O R」という。）および本邦オフショア市場の実態を反映したユーロ円リファレンス・レート（以下「ユーロ円 T I B O R」という。）（以下、これらを合わせて「全銀協 T I B O R」という。）を以下の要領にもとづき公表する。

1. 全銀協 T I B O R の算出

全銀協 T I B O R (Tokyo Interbank Offered Rate) は、リファレンス・バンクから呈示された 1 週間物および 1 か月～12 か月物の 13 種類のレート（日本円 T I B O R は 365 日ベース、ユーロ円 T I B O R は 360 日ベース。いずれもスポットスタート物、100 分の 1% 刻み）について、各期間レートにおける呈示レートのうち、最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外して、単純平均して算出した 1 週間物および 1 か月～12 か月物の 13 種類の平均レート（小数第 6 位を四捨五入した小数第 5 位までの数値）とする。

なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより前記の方法により算出する。

（注）VALUE DATE は、2 営業日後（東京）とする。

2. リファレンス・バンクの呈示レート

リファレンス・バンクは、毎営業日、午前 11 時時点の 1 週間物および 1 か月～12 か月物の 13 種類のレート（日本円 T I B O R は 365 日ベース、ユーロ円 T I B O R は 360 日ベース。いずれもスポットスタート物、100 分の 1% 刻み）を、午前 11 時 20 分までに指定された方法により呈示する。

各リファレンス・バンクが呈示するレートは、トレーダブル・レートではなく、マーケット・レート（各リファレンス・バンクが、午前 11 時時点の市場（日本円 T I B O R の場合は本邦無担保コール市場、ユーロ円 T I B O R の場合は本邦オフショア市場）におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合、市場実勢と看做したレートであって、自行のポジション等に影響されないレート）とする。

3. リファレンス・バンクの指定

- (1) 全銀協は、リファレンス・バンクの指定について、原則、毎年度末に定例見直しを行い、その結果を公表する。その際、リファレンス・バンクの選定は、①市場取引量（日本円 TIBOR は本邦無担保コール市場取引残高、ユーロ円 TIBOR は本邦オフショア市場インターバンク取引残高）、②円資産残高、③レピュテーション、および④レート呈示実績の 4 項目をもとに行う。なお、選定に当たっては、全銀協 TIBOR の継続性に配慮するとともに、リファレンス・バンクの参画業態の多様性も考慮する。
- (2) 全銀協は、前項に定めるリファレンス・バンクの指定に当たっては、安定的な全銀協 TIBOR の公表のため十分な数を指定することとし、全銀協が補充を必要と判断した場合は、随時、指定する。
- (3) リファレンス・バンク数については、「フロア（最低限度：8 社）」を設定する。ただし、リファレンス・バンク同士の合併等によりリファレンス・バンク数が一時的にフロアを下回った場合、リファレンス・バンクが補充されるまでは、残りのリファレンス・バンクのみで、上記 1. の方法により、公表レートを算出する。
- (4) リファレンス・バンクは、リファレンス・バンクとしての指定を辞退する場合には、レート呈示の中止の少なくとも 2 か月前までに、書面により全銀協に届け出なければならない。
- (5) 常にレートの呈示が遅れる等レート呈示姿勢に問題があり、全銀協 TIBOR の公表の円滑な運営にとって好ましくないと判断されるリファレンス・バンクについては、全銀協の裁量により、当該金融機関のリファレンス・バンクの指定を取り消すことができるものとする。

4. 公表レートの算出等事務の委託

- (1) 全銀協は、全銀協 TIBOR の算出等に当たり、以下の事務を事務代行会社に委託する。
 - ①リファレンス・バンクからの呈示レートの集計
 - ②全銀協 TIBOR の公表レート（以下「公表レート」という。）の算出
 - ③公表レートおよび呈示レート（以下「公表レート等」という。）の情報提供会社への配信
- (2) 事務代行会社の指定は、平成 21 年度末に見直し、その後は原則 3

年ごとに見直しを行う。

- (3) 事務代行会社との事務委託契約の解除等により、上記の事務を委託することができない状況が発生した場合には、その間、リファレンス・バンクと協議のうえ、代替手段を講じる。この場合、全銀協は、代替の事務代行会社を速やかに指定するものとする。

5. 情報提供会社による公表レートの公表

事務代行会社から配信された全銀協 T I B O R は、全銀協が認めた情報提供会社が、当該会社のオンライン・サービスまたは定期刊行物等において公表する。

6. 公表レート等の公表までの事務フロー

全銀協 T I B O R の集計・算出・公表は、以下の事務フローに従って行う（下掲事務フロー図参照）。

- (1) 各リファレンス・バンクは、午前 11 時時点のレートを端末入力により呈示する (①)（入力時限：午前 11 時 20 分）。なお、入力したレートについては、各リファレンス・バンクがそれぞれ再鑑し責任を持つ（入力画面（イメージ）は表 1 参照）。
- (2) 事務代行会社は、呈示レートを集計し、公表レートを算出する (②)。
- (3) 事務代行会社は、その算出結果を速やかに通信システムにより全銀協に送信する (③)。
- (4) 全銀協は、その算出結果を再鑑して (④)、事務代行会社に公表レート等の公表許可を通知する (⑤)。
- (5) 事務代行会社は、公表許可を得た後、正午までに各情報提供会社に公表レート等を配信する (⑥)。
- (6) 情報提供会社は、速やかに公表レート等を公表する (⑦)（公表画面（イメージ）は表 2 参照）。
- (7) 公表レート等の修正は原則として行わない。ただし、公表レート等を修正する必要が生じた場合、当日午後 1 時までに修正し、その修正レート等を各情報提供会社に配信する。

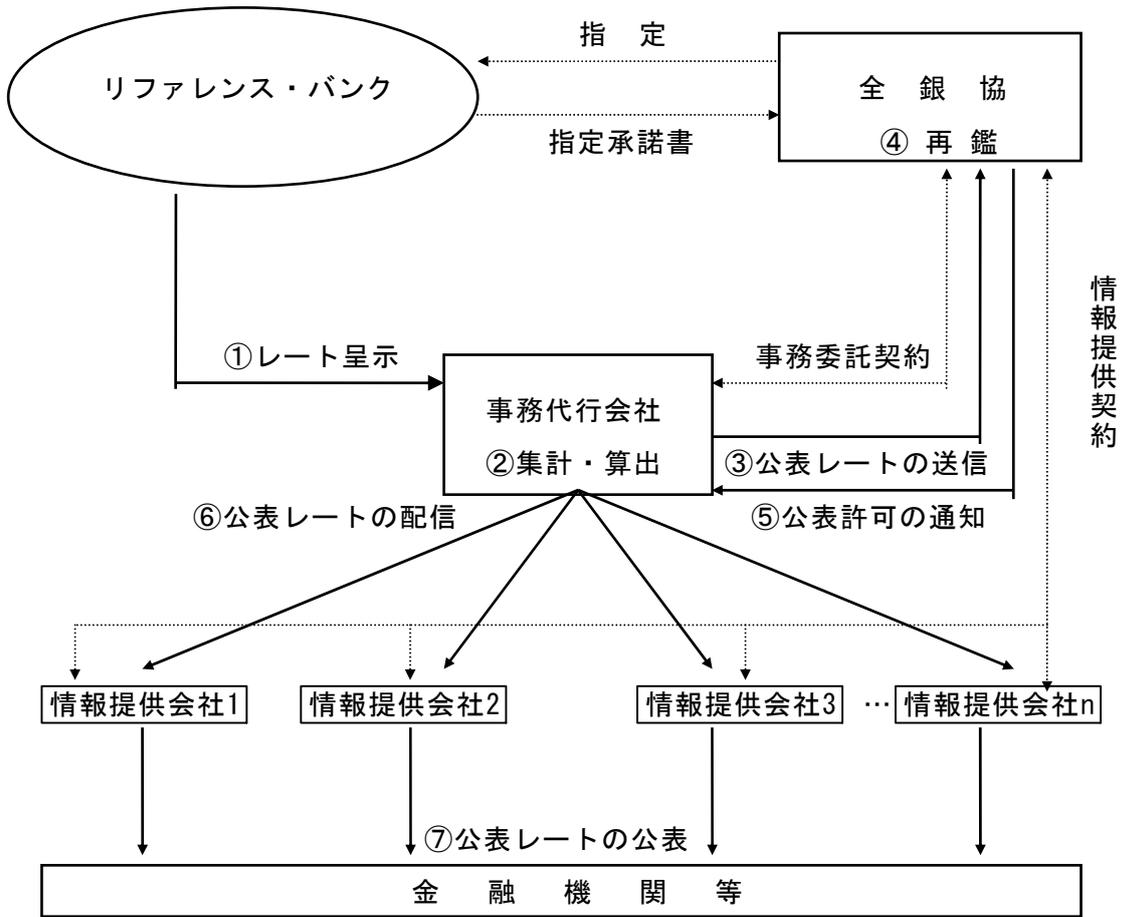
7. 公表要領の改正

本要領の改正は、全銀協市場国際委員会の決定をもって行う。

8. その他

- (1) 本要領に定める事務処理の執行が困難な事態が発生した場合の措置
その他本要領の運用に必要な事項については、別に定める。
- (2) リファレンス・バンクおよび市場参加者は、全銀協 T I B O R の運用に当たっては、独占禁止法上問題となる恐れのある行為がないよう厳に注意しなければならない（別紙「全銀協による日本円・ユーロ円 T I B O R 公表に当たっての留意点等」参照）。

【事務フロー図】



(注) 全銀協／事務代行会社間、リファレンス・バンク／事務代行会社間は専用回線による自動入出力処理システムを構築。事務代行会社／各情報提供会社間はFTPによる自動配信システムを構築。なお、障害時等に関しては、ファックス等の代替手段により対応。

附則

(実施日)

1. 本要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(別紙 1)

【参考】 全銀協による日本円 T I B O R 公表に当たっての留意点等

1. 日本円 T I B O R の全銀協公表方式と独占禁止法との関係

- (1) 事業者は私的独占または不当な取引制限をしてはならない(第 3 条)。
「不当な取引制限」とは、事業者が相互にその事業活動を拘束し、または遂行することにより、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を制限することをいう(第 2 条第 6 項)。
- (2) また、全銀協は独占禁止法の規定する「事業者団体」に該当することから、全銀協が一定の取引分野における競争を実質的に制限することや、構成事業者たる金融機関の機能または活動を不当に制限することは禁止されている(第 8 条 1 号、同 4 号)。

2. 本件に関して独占禁止法上問題となる行為

- (1) 上記 1. を踏まえると、全銀協による日本円 T I B O R の公表に関しては、例えば、下記(2)のような行為は独占禁止法上問題となり得るので、各金融機関においては、十分留意しなければならない。
- なお、下記(2)以外の場合であっても、金融機関が金利その他の取引条件に関して、相互に意思の疎通を図ることは、独占禁止法上問題となり得るので、併せて留意しなければならない。
- (2) 独占禁止法上問題となり得る行為
- ① リファレンス・バンクにおいて、事務代行会社への呈示レートの水準等について、事前に情報交換・調整を行うこと。
 - ② 本邦無担保コール市場において、市場参加者間で、「日本円 T I B O R そのもの」、あるいは「日本円 T I B O R + α 」等、全銀協の公表する日本円 T I B O R を基準とした一定のルールにもとづいて取引を行うことを事前に合意したうえで、このルールにもとづき取引を行うこと。
 - ③ 本邦無担保コール市場以外における金融取引(預金・貸出・金利スワップ等)において、金融機関の間で、または全銀協等の事業者団体において、指標金利(スプレッド貸出の基準金利、金利スワップの変動サイドの金利等)として、日本円 T I B O R のみを採用すること(逆に言えば、L I B O R 等他の指標金利を採用しないこと)等の申合わせをすること。

- ④スプレッド貸出等において、金融機関の間で、または全銀協等の事業者団体において、日本円TIBORを基準とした一定の金利設定ルール(例えば、「日本円TIBORフラット」を最低金利とする、あるいは「日本円TIBOR+ α 」を約定金利とする等)を合意したうえで、このルールにもとづき金利設定を行うこと。
- (3) なお、個々の金融機関が独自の判断にもとづき、個々の取引(インターバンク市場、インターバンク市場外とも)において、「日本円TIBOR」あるいは「日本円TIBOR+ α 」を取引金利として使用することは、独占禁止法との関係では問題とはならない。

以 上

(別紙 2)

【参考】 全銀協によるユーロ円 TIBOR 公表に当たっての留意点等

1. ユーロ円 TIBOR の全銀協公表方式と独占禁止法との関係

- (1) 事業者は私的独占または不当な取引制限をしてはならない(第 3 条)。
「不当な取引制限」とは、事業者が相互にその事業活動を拘束し、または遂行することにより、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を制限することをいう(第 2 条第 6 項)。
- (2) また、全銀協は独占禁止法の規定する「事業者団体」に該当することから、全銀協が一定の取引分野における競争を実質的に制限することや、構成事業者たる金融機関の機能または活動を不当に制限することは禁止されている(第 8 条 1 号、同 4 号)。

2. 本件に関して独占禁止法上問題となる行為

- (1) 上記 1. を踏まえると、全銀協によるユーロ円 TIBOR の公表に関しては、例えば、下記(2)のような行為は独占禁止法上問題となり得るので、各金融機関においては、十分留意しなければならない。
- なお、下記(2)以外の場合であっても、金融機関が金利その他の取引条件に関して、相互に意思の疎通を図ることは、独占禁止法上問題となり得るので、併せて留意しなければならない。
- (2) 独占禁止法上問題となり得る行為
- ① リファレンス・バンクにおいて、事務代行会社への提示レートの水準等について、事前に情報交換・調整を行うこと。
 - ② 本邦オフショア市場において、市場参加者間で、「ユーロ円 TIBOR そのもの」、あるいは「ユーロ円 TIBOR + α 」等、全銀協の公表するユーロ円 TIBOR を基準とした一定のルールにもとづいて取引を行うことを事前に合意したうえで、このルールにもとづき取引を行うこと。
 - ③ 本邦オフショア市場以外における金融取引(預金・貸出・金利スワップ等)において、金融機関の間で、または全銀協等の事業者団体において、指標金利(ユーロ円のインパクトローンの基準レートや短期金利スワップの変動金利等)として、ユーロ円 TIBOR のみを採用すること(逆に言えば、LIBOR 等他の指標金利を採用しないこと)等の申合わせをすること。

- ④スプレッド貸出等において、金融機関の間で、または全銀協等の事業者団体において、ユーロ円TIBORを基準とした一定の金利設定ルール（例えば、「ユーロ円TIBORフラット」を最低金利とする、あるいは「ユーロ円TIBOR+ α 」を約定金利とする等）を合意したうえで、このルールにもとづき金利設定を行うこと。
- (3) なお、個々の金融機関が独自の判断にもとづき、個々の取引（本邦オフショア市場、本邦オフショア市場外とも）において、「ユーロ円TIBOR」あるいは「ユーロ円TIBOR+ α 」を取引金利として使用することは、独占禁止法との関係では問題とはならない。

以 上

(表 1) 呈示レート入力画面 (イメージ)

全銀協TIBORリファレンスバンク用:A銀行 (user_id)
yyyy/mm/dd hh:mm

入力画面

ユーロ円 (11:20操作締切り)
日本円 (11:20操作締切り)

CSV読込

レート	承認	送信日付	VALUE DATE	1W	1M	2M	3M	4M	5M	6M	7M	8M	9M	10M	11M	12M
ユーロ円	本日	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	X.XX												
	済 前日	yyyy/mm/dd hh:mm	yyyy/mm/dd	X.XX												
日本円	本日	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	X.XX												
	済 前日	yyyy/mm/dd hh:mm	yyyy/mm/dd	X.XX												

通常 11:20 以降、入力承認した値は確定され、修正できません。
11:20 以降の修正は事務代行会社(03-XXXX-XXXX)までご連絡下さい。

(表 2) 公表画面 (イメージ)

(日本円TIBOR公表画面)

T I B O R - 平均値 -					
全銀協 日本円 TIBOR 午前 11 時 現在 365 日 ベース / SPOT					
(mm/dd)					
1 週 間	X.XXXXX	5 カ 月	X.XXXXX	10 カ 月	X.XXXXX
1 カ 月	X.XXXXX	6 カ 月	X.XXXXX	11 カ 月	X.XXXXX
2 カ 月	X.XXXXX	7 カ 月	X.XXXXX	12 カ 月	X.XXXXX
3 カ 月	X.XXXXX	8 カ 月	X.XXXXX		
4 カ 月	X.XXXXX	9 カ 月	X.XXXXX		

(リファレンス・バンクの日本円呈示レート公表画面)

全銀協日本円 T I B O R - 呈 示 レ ー ト -									
(mm/dd)	A 銀行	B 銀行	C 銀行	D 銀行	E 銀行	F 銀行	G 銀行	H 銀行	I 銀行
1W	X.XX								
1M	X.XX								
2M	X.XX								
3M	X.XX								
4M	X.XX								
5M	X.XX								
6M	X.XX								
7M	X.XX								
8M	X.XX								
9M	X.XX								
10M	X.XX								
11M	X.XX								
12M	X.XX								

(ユーロ円TIBOR公表画面)

T I B O R - 平 均 値 -					
全銀協ユーロ円TIBOR 午前11時現在 360日ベース/SPOT					
(mm/dd)					
1週間	X.XXXXXX	5カ月	X.XXXXXX	10カ月	X.XXXXXX
1カ月	X.XXXXXX	6カ月	X.XXXXXX	11カ月	X.XXXXXX
2カ月	X.XXXXXX	7カ月	X.XXXXXX	12カ月	X.XXXXXX
3カ月	X.XXXXXX	8カ月	X.XXXXXX		
4カ月	X.XXXXXX	9カ月	X.XXXXXX		

(リファレンス・バンクのユーロ円呈示レート公表画面)

全銀協ユーロ円 T I B O R - 呈 示 レ ー ト -									
(mm/dd)	A 銀行	B 銀行	C 銀行	D 銀行	E 銀行	F 銀行	G 銀行	H 銀行	I 銀行
1W	X.XX								
1M	X.XX								
2M	X.XX								
3M	X.XX								
4M	X.XX								
5M	X.XX								
6M	X.XX								
7M	X.XX								
8M	X.XX								
9M	X.XX								
10M	X.XX								
11M	X.XX								
12M	X.XX								